

保育所型認定こども園 桜が丘認定こども園 重要事項説明書兼確約書 (2・3号に限る)

契約を締結する前に、知っておいていただきたい内容を説明いたします。ご不明な点やわかりにくい点がございましたら、遠慮なくご質問ください。

1 事業者の運営主体

法人の名称	社会福祉法人 石川福祉会
法人の所在地	東広島市西条町寺家 5976
法人の電話番号・FAX	TEL：082-423-2595 FAX：082-422-5675
代表者氏名	伊東 富美子
設立年月日	1976年3月22日

2 保育を提供する施設について施設の概要

(1) 施設の所在地等

施設の種類	保育所型認定こども園
施設の名称	桜が丘認定こども園
所在地	東広島市西条町寺家 7175-1
電話番号・FAX	TEL：082-495-1717 FAX：082-421-0061

(2) 施設の運営の方針

運営方針・目指すもの	<p>① 自分らしさと共生力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 「楽しむこと」「考えること」「伝え合うこと」を大切にしながら、他者とのかかわりの中で自分らしさを発揮し、共に生きる力を養います。生活や遊びの中で、色や形、文字や数量に興味・関心を持ち、試したり調べたりする過程を通して自ら気づき、発見する体験を大切にします。 <p>② 保護者との共同育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者の願いや思いを大切に、園と保護者が共通の目標を持ちながら、共に子どもを愛し、育てます。 <p>③ 地域との連携と多世代交流</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の子育て支援の拠点として、地域全体で子どもを育てやすい環境づくりを推進し、多世代交流や異年齢保育を通じて思いやりの心を育みます。
------------	--

(3) 開園日

開園日	区分	開園曜日
	2号・3号認定	月曜～土曜

(4) 開園時間

開園時間	月曜～金曜日	土曜日
	午前7時～午後7時	午前8時～午後5時

(5) 施設休園日

休園日	期間・時間等
	12月30日～1月3日・日曜・祝日・園長が緊急と認める日等 ・警戒レベル3以上が発令された時等

(6) 職員体制

園長	伊東 寛和
----	-------

職名	員数
園長	(常勤) 1名
主任保育士	(常勤) 1名
主幹保育教諭	(常勤) 2名 (非常勤)
保育教諭	(常勤) 18名 (非常勤) 12名
看護師	(常勤) 1名
事務	(常勤) 1名
公仕	(常勤) (非常勤) 2名

※ 教諭等の員数は、園児数等のより変動することがあります。

(7) コドモン(アプリ)による連携

当園は、保護者との連絡を円滑に行うため、コドモンというアプリケーションを使用しています。アプリケーションをダウンロードしていただき、毎日お迎えの連絡や食事、睡眠時間などを入力してください。使用方法に関しましての詳細は、別紙に記載していません。

3 提供する保育内容・費用・入園児の書類等について

(1) 提供する保育内容について

0・1・2歳児	時間	3・4・5歳児
開園 順次登園	7:00	開園 順次登園
☆1つの保育室に集合しての保育		☆1つの保育室に集合しての保育
クラス別保育	8:00	クラス別保育
おやつ	9:00	
昼食	11:00	
	11:30	昼食
昼寝	12:00	
	12:30	3歳児昼寝
		室内遊び
	13:30	
おやつ	15:00	おやつ
順次降園	16:30	順次降園
0～2歳児混合またはクラス別保育		3～5歳児混合またはクラス別保育
延長保育	18:00	延長保育
おやつ		おやつ
☆1つの保育室に集合しての保育		☆1つの保育室に集合しての保育
閉園	19:00	閉園

《登園時間についてのお願い》

- ・ 0・1・2歳児は、朝9:00までに、
- ・ 3・4・5歳児は、朝9:20までに 登園してください。

※ **遅刻・欠席のご連絡は、朝9:00までにコドモンまたはお電話にてお知らせください。**

項目	時間	内容
保育内容(外部講師等)		○サッカー教室〈年中〉 ○プリオール〈年長〉
主な年間計画	4月 7月 11月 年1回	入園・進級を祝う会 七夕会 桜が丘フェスティバル 遠足

	年2回 12月 3月 毎月	クッキング保育 クリスマス会 卒園式 誕生日会
その他の便宜の提供		アレルギー除去食

(2) 保育料・実費徴収金について

保育料等	金額	備考
保育料(0, 1, 2歳児)	東広島市が定めた額	住民税により東広島市が決定します
給食費(3, 4, 5歳児)	6000円	
保護者会	3300円/年	2人目 1650円/年 3人目 550円/年
教育充実費	1000円/月	
布団 リース料	2000円/月	0～3歳児クラスのみ
手ぶら登園サービス	3778円/月	0, 1歳児クラス
	200円/月	2歳児クラス
保健衛生費	200円/月	箱ティッシュ・ぞうきん・ナイロン袋
スポーツ振興センター保険	年度初めに 280円	団体加入保険
氏名印	260円	お持ちでない方
プール・ボルタリング (5歳児クラス)	1000円/回(変動あり)	プール
	900円/回(変動あり)	ボルタリング

(3) 延長保育・延長保育料金

	時間	月額
標準時間	18:00～18:30	2500円
	18:00～19:00	4000円

	時間・対象年齢	日額
標準時間	18:00～19:00・3歳未満児	300円
	18:00～19:00・3～5歳児	200円

	時間・対象年齢	料金
短時間	16:30～18:00・3歳未満児	500円
	16:30～18:00・3～5歳児	400円

※ 開園前・閉園以降 1000円/日
(開園時間外の保育は、原則として行っていません。)

(4) 利用料徴収について

利用料徴収について	毎月 20 日前後に、コードモン（アプリ）を通じて口座引き落としを行います。指定日に引き落としができるよう、残高の確認をお願いいたします。引き落としができなかった場合は、現金での納入をお願いいたします。
-----------	---

※利用料の滞納、遅延に関しての契約解除規定があります。

(5) 障害児の受け入れ体制について(発達支援事業受給者証をお持ちの方も含む)

障害のある園児を受け入れる際には、教育・保育の方法について保護者と十分に話し合い、最善の方法を検討いたします。療育手帳等をお持ちの場合は、必ずご提示ください。

(6) 外国籍の児童の受け入れ体制について

外国籍の園児の受け入れに際しては、ハラル食の対応は行っておりませんのでご了承ください。行事の参加について(宗教などで参加出来ない場合は事前にお知らせください。)

4 職員の禁止行為

本園の職員は、次の行為は行いません。

- ①在園児への虐待・暴力行為
 - ②医師からの指示・保護者の同意を得ていない医療行為
 - ③特定の在園児への特別扱い(障害がある等の理由がある場合は除く)
 - ④在園児又は保護者等に対して行う宗教活動・政治活動・営利営業・その他の迷惑行為
- また、園児の人権の擁護・虐待防止のため、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	園長 伊東 寛和
-------------	----------

5 個人情報の取り扱いについて

(1) 個人情報の管理・利用目的

秘密の保持及び個人情報の管理	<p>○当園では、保護者から提出された書類に記載された氏名、住所、電話番号、生年月日などの個人が特定・識別できる情報、および職務上知り得た秘密については、「個人情報の保護に関する法律」や「児童福祉法」などの関連法令（以下「法令」といいます）を遵守し、その利用目的を明確にして厳重に管理します。</p> <p>○また、個人情報は適切な手段により収集し、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことはいたしません。利用目的を変更した場合にはお知らせします。</p>
	<p>○入園手続き時および在園中に本園所定の手続きにおいて収集する個人情報の利用目的は、以下のとおりです。</p> <p>(1)保護者との連絡に関する業務</p> <p>(2)園児の保育に関する業務</p>

個人情報 の 利用 目的	(3)園児の記録管理に関する業務 (4)園児の安全、健康状態把握に関する業務 (5)園児募集並びに入園に関する業務 (6)卒園児の確認に関する業務 (7)小学校、医療機関、療育施設、各種専門機関との連携における業務
-----------------------	---

(2) 個人情報(写真・動画)の使用について ※別途同意書あり。

- ①当園では、お子さまの遊びや生活の様子を職員が撮影し、コドモンで販売をいたします。
- ②また子どもたちの保育記録に関しましても、撮影した写真を使用させていただきます。
- ③当園の SNS や広報活動で写真を使用させていただく場合があります。
- ④掲載・配信された写真を個人の SNS 等、インターネットやその他の媒体に投稿・掲載することは禁止とさせていただきます。
- ⑤SNS や YouTube では園の PR 動画、生活の様子を伝えるために、写真や動画を使用させていただきます。お子さまの顔がはっきり映った写真・映像は使用させていただく場合があります。

6 非常災害対策について

火災や大規模な地震、水害などの非常災害が発生した場合は、別途定められた避難マニュアルに従い、迅速に園児を避難させます。

7 特定教育・保育の記録について

- (1) 特定教育および保育の実施ごとに、実施日や内容などを記録し保管します。乳児クラスは毎月、幼児クラスは3ヶ月に1回のペースでドキュメンテーションを保護者に配信し、確認を受けます。
- (2) 記録は、卒園（退園）後5年間保存します。
- (3) 保護者は、個人情報を除いて、保存される保育記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。複写の場合、複写に係る実費を請求させていただきます。

8 土曜保育の利用について

- (1) 土曜保育は、原則として、勤務の都合で必要とされる場合に限りご利用いただけません。
- (2) 土曜保育を希望する場合、希望する週の水曜日午後5時までに「土曜保育証明書」を事務所に提出し、別途「土曜保育申し込み」にお子さまの名前をご記入ください。
- (3) 「土曜保育証明書」には、毎週勤務先直属の上司（役職）の氏名の記入と印鑑の押印が必要です。
- (4) 「土曜日保育証明書」は、事務所にて用紙を準備しておりますので、そちらをご利用ください。

※ 土曜日保育証明書は、コピーによる再利用は認められませんので、ご了承ください。

9 その他の注意事項

- (1) 薬の取り扱いに関しましては別紙「保健のしおり」に記載しています。
- (2) 病児保育の対応は行っておりません。
- (3) 園内で感染症の発症者が10名以上確認された場合、保健所に報告を行います。感染症の拡大を防ぐため、発熱後の登園基準などを変更します。

10 契約解除(退園)について

下記の要件に該当する場合は、契約解除(退園)となる場合がありますので、ご注意ください。また、下記の(1)の要件に該当しそうな場合は、事前にご相談下さい。

- (1) 正当な理由が無く、保育料を2ヶ月以上未納の場合
- (2) 園児の安全確保の観点から連絡もなく、1ヶ月以上当園を休んだ場合
- (3) 保護者が当園の施設及び当園の近隣地域、保育に従事する職員または他の利用者(園児・保護者)に対して、重大な背信行為を行った場合
- (4) その他、前号(3)以外に、当園長と保護者の間で協議し、当園の利用を継続することが園児の健やかな成長を妨げると判断した場合

別紙

私は、書面に基づいて『桜が丘認定こども園』の利用にあたっての重要事項説明書兼確約書の内容に同意します。

令和 年 月 日

住所

児童氏名

保護者氏名

④